

広島市告示第307号

平成21年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

施術者	施 術 所		業務の種類	指 定 年月日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
松島 佳丘	まつしま鍼灸整骨院	広島市中区光南二丁目10-8-101	柔道整復	平成21年 6月10日
和田 洋	あいら接骨鍼灸院	広島市東区中山東二丁目1-14	柔道整復	平成21年 5月8日
荒川 修造	あらかわ接骨院	広島市安佐北区深川六丁目3-26	柔道整復	平成21年 6月19日

広島市告示第308号

平成21年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

施術者	施 術 所		業務の種類	廃 止 年月日
	名 称	所 在 地		
富岡 謙尊	ひなた整骨院	広島市西区中広町二丁目22-20	柔道整復	平成21年 6月23日

広島市告示第309号

平成21年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、

医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人社団まりも会 センター街ヒロシマ整形外科	広島市中区基町6-27 アクア広島センター街9階	平成21年 7月1日
ひので薬局 広島店	広島市中区猫屋町1-17	平成21年 7月1日
おさき歯科クリニック	広島市東区牛田東二丁目1-22	平成21年 6月2日
いるかクリニック	広島市安佐南区相田一丁目3-18	平成21年 7月1日
つじ心療内科	広島市安佐南区東原一丁目1-2	平成21年 7月1日
医院ふるいち歯の健康ドクター	広島市安佐南区古市一丁目16-17	平成21年 7月1日
医療法人あざみ会 あざみクリニック	広島市安佐北区白木町井原1309-2	平成21年 6月1日

広島市告示第310号

平成21年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名 称	所 在 地	変 更 年月日
(旧) 守川胃腸科内科	広島市西区庚午南一丁目21-15	平成21年 4月21日
(新) 平岩内科		
(旧) 医療法人あざみ会 あざみデンタルクリニック	広島市安佐北区白木町井原1309-2	平成21年 4月30日
(新) 医療法人あざみ会 あざみクリニック		

広島市告示第311号

平成21年7月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2第3号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐々木薬局	広島市安佐南区西原五丁目 19-14-4-103	平成21年 3月31日

~~~~~  
**広島市告示第312号**

平成21年7月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                           | 所 在 地                       | 廃 止<br>年 月 日   |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------|
| うじかわ整形外科                      | 広島市中区基町6-27<br>アクア広島センター街9F | 平成21年<br>6月27日 |
| ひので薬局                         | 広島市中区猫屋町1-17                | 平成21年<br>6月30日 |
| サンキ・ウエル<br>ビー訪問看護ス<br>テーション広島 | 広島市中区堺町一丁目5-<br>10          | 平成21年<br>7月31日 |
| 医療法人社団みず<br>ほ会<br>出島歯科医院      | 広島市南区出島一丁目16-<br>3          | 平成21年<br>5月31日 |
| 河野小児科医院                       | 広島市佐伯区八幡東三丁目<br>19-45       | 平成21年<br>6月30日 |

~~~~~  
広島市告示第313号

平成21年7月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン祇園

- (2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目426番1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり。

(変更後) 別紙2のとおり。

3 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり。

4 届出年月日

平成21年7月23日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成21年7月24日から平成21年11月24日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成21年8月6日は除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成21年11月24日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
**広島市告示第314号**

平成21年7月28日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）

別紙のとおり。

2 変更期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

3 変更理由

住戸改善（浴槽・風呂釜設置）

別紙 略

## 広島市告示第315号

平成21年7月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委任を受ける分任出納員

|                 |    |       |
|-----------------|----|-------|
| 競輪事務局（防府競輪場）    | 職員 | 梅田 尚  |
| 競輪事務局（小松島競輪場）   | 職員 | 坂東 大介 |
| 競輪事務局（サテライト男鹿）  | 職員 | 加納 俊一 |
| 競輪事務局（サテライトこまつ） | 職員 | 門田 恒夫 |
| 競輪事務局（サテライト石狩）  | 職員 | 天羽 光人 |
| 競輪事務局（サテライト西予）  | 職員 | 酒井 直文 |
| 競輪事務局（サテライト札幌）  | 職員 | 口川 祐逸 |

## 2 委任させる事務

(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

## 3 委任年月日

平成21年8月3日

## 4 委任期間

平成21年8月3日から平成21年10月28日まで

## 広島市告示第316号

平成21年7月30日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 休止する駐車場、区画数及び期間

| 駐 車 場 名    | 区画数 | 休止する日時                                            |
|------------|-----|---------------------------------------------------|
| 広島市市営的場駐車場 | 10台 | 平成21年8月3日(月)<br>午前8時から<br>平成21年8月6日(木)<br>午後10時まで |

## 2 休止する理由

南区段原一丁目の舗装工事を施工するに当たり、市営的場駐車場の一部を資材置き場とするため。

## 広島市告示第317号

平成21年7月30日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 休止する駐車場、区画数及び期間

| 駐 車 場 名<br>(区 画 数)          | 休止する日時                                                                               |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島市市営福島町駐車場<br>(22区画のうち2区画) | 平成21年8月24日(月)<br>午前0時から<br>平成21年8月25日(火)<br>午後12時まで<br>平成21年9月7日(月)<br>午前0時から午後12時まで |

## 2 休止する理由

中国電力(株)発注の管路布設工事に於いて、駐車スペースの一区画が施工範囲内にあたるため。また、隣接する駐車スペースに関しては、工事施工中の安全確保のため。

## 広島市告示第318号

平成21年7月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済局農林水産部農政課、安佐南区農林建設部農林課、安佐北区農林建設部農林課、佐伯区農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 広島市告示第319号

平成21年7月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第66条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 指定に係る公の施設

新庄アパート附設駐車場

## 2 指定の相手方

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

財団法人広島市都市整備公社

## 3 指定の期間

平成21年8月1日から平成22年3月31日まで

## 広島市告示（中区）第146号

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第147号

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第148号**

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第149号

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第150号**

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

**広島市告示（中区）第151号**

平成21年7月2日

小町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第152号

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第153号**

平成21年7月2日

小町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第154号

平成21年7月2日

基町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第155号**

平成21年7月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。



広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第156号

平成21年7月9日

旧市民球場A自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第157号**

平成21年7月9日

東新天地自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第158号

平成21年7月9日

富士見第2自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第159号**

平成21年7月9日

基町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第160号

平成21年7月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第161号**

平成21年7月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第162号

平成21年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第163号**

平成21年7月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第164号

平成21年7月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略